

# 特記仕様書

## 1 一般事項

- (1) 本委託は、空調設備の機能を維持するため、点検整備を実施するものである。
- (2) 本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和5年版）」（以下「共通仕様書」という。）を適用する。

## 2 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

## 3 委託場所

秋田県林業研究研修センター 秋田県秋田市河辺戸島字井戸尻台47-2

## 4 委託内容

### (1) 対象設備及び点検内容

年間工数表のとおりとし、詳細な点検内容については、共通仕様書による。

また、フロン類を使用する冷凍空調機器類を点検する場合は、次に掲げる有資格者が行うものとする。

第一種冷媒フロン類取扱技術者、又は第二種冷媒フロン類取扱技術者

### (2) 点検実施時期

冷暖房運転を開始する適切な時期に実施するものとし、詳細な工程については、発注者と協議して決定すること。

### (3) 費用負担

保守業務範囲内で対象機器の摩耗部品、消耗品（Vベルトを含む）は受託者の負担とし、部品の程度により交換する。その他の交換部品は委託者の負担とする。

### (4) 臨時障害対応

定期保守とは別に、臨時の障害が発生した場合はその都度、技術職員を派遣し緊急保守を行うこと。

## 5 提出書類

保守点検報告書は、共通仕様書による。

また、受託者はすべての委託業務が終了した後、委託者に対し完了届を提出しなければならない。